

お客さま各位

大分信用金庫

一定金額未満の口座解約における「印鑑レス」の取扱開始および
預金規定の改定について

平素より、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では普通預金の口座残高が1万円未満の口座解約手続きにつきまして、一定の条件を満たす場合に限り、お届印の押印を不要とする取扱いを開始いたします。

なお、併せて預金規定を下記のとおり改定し、改定後の規定は改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきますので、よろしくお願いたします。

記

1. 取扱開始日

令和4年2月1日（火）

2. お取扱いができる条件

(1) 対象となるお客さま

個人または、個人事業主のお客さま

※ご本人さまによるお手続きに限ります。

(2) 対象となる預金口座

預金残高が1万円未満の普通預金（無利息型、総合口座含む）貯蓄預金、納税準備預金

※定期預金付きの総合口座は除きます。

※出資配当金受取口座、ご融資返済口座は対象外です。

(3) お手続きに必要なもの

① 通帳およびキャッシュカード

② 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）

※キャッシュカードが見当たらない場合は、お申し出願います。

※通帳が紛失されている場合は、お届印での手続きが必要です。

2. 預金規定の改定（普通預金、納税準備預金、貯蓄預金「共通規定」）

追加内容
<p>【解約等】</p> <p>(6) 第1項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>(7) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</p>

以上